

## 奨学金養成医師の配置調整について

### 1 協定の締結・調整会議の設置・養成医師の配置

平成 27 年 2 月に、岩手医科大学、国民健康保険団体連合会、医療局及び県が締結した「奨学金養成医師の配置調整に関する協定」の配置基本ルールに基づき、各地域の医師不足の状況や養成医師のキャリア形成を調整しながら計画的に配置先を決定することを目的として、同年 5 月に、協定締結 4 者から推薦があった者で構成する「岩手県奨学金養成医師配置調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置した。

令和元年度の調整会議は 3 回（6 月、12 月及び 3 月）開催され、調整会議において協議された配置調整案に基づき、令和 2 年 4 月には、84 名の奨学金養成医師を県内の公的基幹病院等に配置した。

### 2 今年度の配置調整に向けた取組

養成医師の円滑な配置調整を行うため、キャリア形成支援シート等による状況把握を行うとともに、医師支援調整監等による養成医師及び教授との面談等を実施した。

#### (1) キャリア形成支援シート等による状況把握

養成医師のキャリア形成支援を行うため、キャリア形成支援シート等の作成を養成医師に依頼し、将来の目標、来年度の配置希望先などを把握した。

#### (2) 養成医師との面談

臨床研修中の養成医師に対して、配置基本ルール等を周知するとともに、配置先や診療科の希望等を確認するため、面談を行った。

#### 〔面談実績〕 (令和 3 年 1 月末現在)

区分	医師総数（人）	実施実人数（人）
配置 5 年目 1 期	30	30
配置 4 年目 2 期	28	28
配置 3 年目 3 期	36	33
配置 2 年目 4 期	38	34
配置 1 年目 5 期	35	32
臨床研修医 2 年目	44	44
臨床研修医 1 年目	38	37
計	249	238

#### (3) 岩手医科大学教授等との面会

岩手医科大学、東北大学及び秋田大学の 41 講座の教授と面会し養成医師の配置基本ルール等を周知するとともに、養成医師の配置に向け協力を要請した。

#### 〔面会実績〕

	内 容
岩手医科大学	27 講座のうち 25 講座の教授と面会
東北大学	15 講座の教授と面会
秋田大学	1 講座の教授と面会
計	41 講座の教授と面会

### 3 今年度の調整会議における協議概要

#### (1) 開催日

第1回調整会議（令和2年8月6日（木））

第2回調整会議（令和2年12月23日（水））

第3回調整会議（令和3年2月5日（金））

#### (2) 協議内容

##### ア 奨学金養成医師の配置調整原案

養成医師のキャリア形成や配置希望先等を踏まえ、事務局が令和3年4月の配置調整原案を作成の上、その配置調整の内容について協議し配置調整案を決定した。

なお、配置先等が未定である養成医師については、配置調整をさらに進め、今年度内に配置先等を決定することとしている。

##### イ 配置調整に関する基本方針の見直し

「岩手県奨学金養成医師の配置調整に関する基本方針」について、昨年度の見直し（内規の明文化等）に引き続き、運用上の取扱いを明確にするための改正を行ったところ。

なお、具体的な配置先医療機関に係る変更として、県立釜石病院について、臨床研修病院（基幹型）の指定取消に伴い、令和3年度から公的基幹病院からその他医療機関（中小医療機関）となるもの。

[主な改正点]

- 貸与期間に応じて中小病院従事期間が延長又は短縮されることについて、8～12年についても表に記載し明確化した。（第5条第2項関係）
- 貸与期間に応じて沿岸部等で最低限従事しなければならない期間を延長又は短縮することとした。（第5条第3項第2号、第4項関係）
- 産婦人科又は小児科の特例適用者について、臨床研修開始時期にかかわらず沿岸部等で従事する必要があることを明確化した。（第5条第3項第2号、第4項関係）
- 中小病院等での従事を公的基幹病院での義務履行として認めることとした。（第5条第3項第3号関係）

#### 4 配置調整の概要（案）（令和3年4月）

配置調整案の概要は次のとおり。

今後は、この配置調整案に基づき、義務履行対象施設の医師の人事に関し事務を取り扱う者が養成医師の受入れを行い、義務履行対象施設に配置するもの。

#### ○養成医師（全体）の配置調整状況（R3.4.1見込み）

猶予の内訳

岩手医大

64人

その他県外の医療機関等 35人

#### 〔配置調整の概要〕

	計	義務履行	猶予	未定	返還
配置1期生(配置6年目)	30人	18人	12人		
配置2期生(配置5年目)	28人	18人	9人		1人
配置3期生(配置4年目)	36人	15人	17人	2人	2人
配置4期生(配置3年目)	38人	14人	22人		2人
配置5期生(配置2年目)	35人	18人	14人		3人
配置6期生(配置1年目)	44人	17人	25人		2人
計	211人	100人(17人)	99人	2人	10人
	地域枠 76人	45人	30人	人	1人
	市町村 42人	23人	16人	1人	2人
	医療局 93人	32人	53人	1人	7人

※（ ）は基幹病院以外（中小病院等）の医療機関に配置する養成医師の人数

#### 〔保健医療圏別義務履行の内訳〕

	盛岡	岩手中部	胆江	両磐	気仙	釜石	宮古	久慈	二戸	調整中	計
配置	26人	20人	6人	5人	7人	4人	13人	11人	8人	—	100人
うち 中小	2人	3人	1人	3人	—	4人	—	1人	3人	—	17人

#### 〔参考：診療科の状況〕

計	診療科決定	診療科未定	返還
211人	200人	1人	10人

#### 〔診療科の内訳〕

消化器内科	循環器内科	呼吸器内科	神経内科	腎・高血圧内科	腎臓内科
25人(13)	20人(12)	5人(2)	11人(6)	2人(1)	4人(2)
糖尿病代謝内科	腎臓・リウマチ科	腫瘍内科	外科	消化器外科	小児外科
7人(2)	3人(3)	3人(1)	9人(6)	8人(2)	2人(1)
呼吸器外科	血管外科	小児科	産婦人科	泌尿器科	脳神経外科
1人(-)	1人(-)	12人(6)	7人(6)	10人(5)	8人(4)
整形外科	形成外科	乳腺外科	眼科	皮膚科	放射線診断科
13人(8)	5人(1)	1人(-)	2人(-)	7人(1)	1人(1)
精神科	麻酔科	救急科	病理診断科	リハビリテーション科	総合診療科
7人(2)	8人(5)	4人(1)	3人(1)	1人(-)	6人(4)
内科	(未定)				
4人(3)	(1人(1))				

※（ ）は配置者100人の内訳

<参考> 今後の配置見込み (R2.4.1 現在)

(単位：人)

区分	現在の学年等															その他 ※2	返還 等	合計
	配置調整 対象外 ※1	配置 5年目	配置 4年目	配置 3年目	配置 2年目	配置 1年目	研修 2年目	研修 1年目	6年生	5年生	4年生	3年生	2年生	1年生				
貸付 年度	H20	4	26	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	38
	H21	3	1	22	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	13	43
	H22	4	2	2	25	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9	47
	H23	1	1	1	4	32	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9	51
	H24	0	0	1	3	0	24	5	4	0	0	0	0	0	0	0	5	42
	H25	0	0	0	0	2	2	36	3	0	0	0	0	0	0	0	3	46
	H26	4	0	0	1	0	2	0	28	2	1	0	0	0	0	0	6	44
	H27	1	0	0	0	0	0	0	0	35	0	1	0	1	0	0	2	40
	H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	2	0	0	0	0	3	42
	H29	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	4	37	3	1	0	1	48
	H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	41	6	0	0	0	50
	H31	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	36	6	0	0	46
	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0	0	53
合計	17	30	28	36	36	32	44	38	38	45	42	45	44	59	0	56	590	

※1 H27 度以前に義務履行を開始した者

※2 卒業者のうち国家試験不合格者等

# 岩手県奨学金養成医師の配置調整に関する基本方針

## (趣旨)

第1条 この方針は、医師修学資金貸付条例（平成20年岩手県条例第9号）に基づく医師修学資金、医療局医師奨学資金貸付条例（昭和40年岩手県条例第40号）に基づく医療局医師奨学資金及び市町村医師養成事業実施規則（平成16年岩手県国民健康保険団体連合会規則第1号）に基づく市町村医師修学資金の貸付けを受けて医師となった者の円滑な義務履行を支援するため、従事先の公的病院等の調整を岩手県（以下「県」という。）、岩手県医療局（以下「県医療局」という。）、岩手県国民健康保険団体連合会（以下「県国保連」という。）及び学校法人岩手医科大学（以下「岩手医科大学」という。）が行う場合における基本方針を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この方針において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 養成医師 医師修学資金、医療局医師奨学資金及び市町村医師修学資金（以下、総称して「奨学金」という。）の貸付けを受けて医師となった者をいう。
- (2) 義務履行 養成医師が、医師修学資金貸付条例第10条、医療局医師奨学資金貸付条例第9条及び市町村医師養成事業実施規則第9条の規定に基づき、貸付けを受けた資金の返還等の免除を受けるため、これらの条例又は岩手県国民健康保険団体連合会規則により定められた公的病院等（以下「義務履行対象施設」という。）において従事することをいう。
- (3) 公的基幹病院 義務履行対象施設のうち、岩手医科大学附属病院以外の県内臨床研修病院（医療局医師奨学資金養成医師にあつては盛岡赤十字病院及び北上済生会病院を、市町村医師修学資金養成医師にあつては盛岡赤十字病院を除く。）をいう。
- (4) 配置調整 県、県医療局、県国保連及び岩手医科大学（以下「配置調整機関」という。）が養成医師の円滑な義務履行を支援するために行う、従事先の公的病院等のマッチングをいう。

## (配置調整における基本理念)

第3条 養成医師の配置調整の基本理念は、良医を育て、質の高い地域医療を確保することとする。

- 2 配置調整機関は、基本理念の実現のため、養成医師を、中小規模の医療機関の診療も行うことができる診療スキルを持ち継続して岩手県の地域医療の核となる人材を育成・配置するよう努めるものとする。

## (配置調整方法)

第4条 配置調整機関は、毎年度養成医師の意向を聴き、翌年度の配置調整原案を作成し、調整機関から推薦があった者で組織する岩手県奨学金養成医師配置調整会議（以下「配置調整会議」という。）に提出するものとする。

- 2 配置調整会議は、各市町村及び義務履行対象施設の意見を聴きながら、前項の配置調整原案の審議を行い、配置調整案を決定する。
- 3 義務履行対象施設の医師の人事に関し事務を取り扱う者は、前項の案に基づき、養成医師の受入れを行うものとする。なお、この場合において、給与や勤務条件等において養成医師以外の医師と異なる取扱いをしないものとする。

## (配置調整の基本方針)

第5条 配置調整機関は、前条第1項の原案の作成にあたって、初期臨床研修を終了した養成医師が、次の各号に定める義務履行対象施設で、当該各号に定める期間、順次従事できるよう配慮するものとする。

- (1) 医師修学資金養成医師  
ア 公的基幹病院での従事 2年間

- ・養成医師の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置する。
- ・専攻診療科の研修のほか、診療所レベル等の勤務において必要なプライマリケアの総合診療的スキルの習得研修（研修プログラムについては公的基幹病院で

別途作成)もあわせて行う。

- ・特に必要と認める場合、週1日は、他の公的基幹病院等で専攻診療科研修の補充を行うことを可能とする。

イ 公的基幹病院を主たる従事先として、公的基幹病院以外の義務履行対象施設への応援診療の実施 2年間

- ・公的基幹病院に勤務しながら原則週1～2日(応援先施設のニーズにより一定期間とすることも認める。)の公的基幹病院以外の義務履行対象施設への応援診療は、診療科の状況や診療形態を考慮の上、応援先施設との調整に基づき行うことを基本とする。
- ・公平性を確保するため、派遣時の勤務曜日、時間帯による勤務実績期間の算定ルールは、別途定める。
- ・特に必要と認める場合、週1日は、他の公的基幹病院等で専攻診療科研修の補充を行うことを可能とする。
- ・イを経ずにウによることを認める。

ウ 公的基幹病院以外の義務履行対象施設での従事 2年間

- ・養成医師の専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外の義務履行対象施設に配置する。
- ・週1日は、公的基幹病院等(県外を含む。)で専攻診療科研修の補充を行うことも認める。

エ 養成医師の義務履行後の医師としての方向性を考慮した義務履行対象施設での従事 3年間

- ・義務履行終了後の県内勤務を見据え、養成医師の専攻診療科を考慮して配置する。

オ 良医を育てる理念や、全県的な医療体制の観点から、次に掲げる義務履行対象施設以外の施設に従事した期間(大学院への修学を除く。)のうち、それぞれ最大1年間を義務履行と認める。

ア) 岩手県高度救命救急センター(「公的基幹病院以外の義務履行対象施設での従事」の前に行ったものに限る。ただし、第3項の規定により、従事する義務履行施設の順序を変更した場合には、この限りではない。)

イ) 岩手医科大学附属病院総合周産期母子医療センター(小児科又は産婦人科を専攻する養成医師に限る。)

(2) 医療局医師奨学資金養成医師及び市町村医師修学資金養成医師

ア 公的基幹病院での従事 2年間

- ・前号のアと同じ

イ 公的基幹病院以外の義務履行対象施設での従事 2年間

- ・前号のウと同じ

ウ 養成医師の義務履行後の医師としての方向性を考慮した義務履行対象施設での従事 2年間

- ・前号のエと同じ

2 前項第2号の規定にかかわらず、養成医師の義務履行の期間がアからウの期間を通算した期間を超え又は満たないときは、別表1の左欄に掲げる貸与期間に応じ、ア欄からウ欄に掲げる期間、該当する義務履行対象施設で従事するものとする。なお、貸与期間が12年を超え、又は2年に満たないときは、別表の区分に準じて配置調整機関が定めるものとする。

3 第1項第1号イからエ並びに第2号イ及びウについては、県内の医師不足の状況と、診療スキルの向上等、養成医師の事情とを考慮し、特に必要と認めるときは、従事期間が所定の年数に達する前に、従事する義務履行対象施設の順序を変更(ただし、後任医師が確保されている等、義務履行対象施設の運営に支障がない場合に限る。)することができる。この場合において、当該養成医師が公的基幹病院以外の義務履行対象施設から従事を開始するときは、プライマリケアの総合診療的スキルの習得が可能となるよう配置に配慮するほか、次の事項に留意するものとする。

(1) 養成医師は、公的基幹病院以外の義務履行対象施設に2年間から3年間従事することを原則とする。ただし、前項に該当するものを除く。

(2) 配置する地域については、医師不足の深刻な沿岸及び県北地域(以下「沿岸部等」という。)の医師確保を優先するため、第1項第1号の養成医師にあってはア又はイの期間中通算して2年以上、第1項第2号の養成医師にあってはア又はウの期間中通算して2年以上、沿岸及び県北地

域の二次医療圏に所在する公的医療機関（以下「沿岸部等公的医療機関」という。）において義務履行を行わせるものとする。ただし、第1項第2号の規定にかかわらず、養成医師の義務履行の期間が同号アからウの期間を通算した期間を超え又は満たないときは、別表2の左欄に掲げる貸与期間に応じ、右欄に掲げる期間以上、沿岸部等公的医療機関において義務履行を行わせるものとする。なお、貸与期間が2年に満たないときは、別表2に準じて配置調整機関が定めるものとする。

- (3) 第1項第1号ア又は第2号アに定める公的基幹病院での従事期間において、養成医師が公的基幹病院以外の義務履行対象施設で従事した場合、これを公的基幹病院での従事として義務履行したものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、養成医師が小児科又は産婦人科を専攻し、将来にわたって当該診療科の医師として従事する意思を示した場合には、地域周産期母子医療センター（協力病院を含む。以下同じ。）を設置する公的基幹病院での従事を、第1項第1号イからエ又は同項第2号イ及びウに定める義務履行と認めることができる。この場合において、配置する地域については、医師不足の深刻な沿岸及び県北地域の医師確保を優先するため、当該従事の期間中通算して2年以上、沿岸部等に所在する地域周産期母子医療センターを設置する公的基幹病院において義務履行を行わせるものとする。ただし、第1項第2号の規定にかかわらず、養成医師の義務履行の期間が同号アからウの期間を通算した期間を超え又は満たないときは、別表2の左欄に掲げる貸与期間に応じ、右欄に掲げる期間以上、沿岸部等に所在する地域周産期母子医療センターを設置する公的基幹病院において義務履行を行わせるものとする。なお、貸与期間が2年に満たないときは、別表2に準じて配置調整機関が定めるものとする。
- 5 県は、配置調整会議の意見を聴いて、次の各号のいずれにも該当する医師修学資金養成医師からの申請により、専門性（県内の地域医療を確保するために有用と認められるものの、義務履行対象施設での従事では、その獲得が困難なものに限る。）を高めるために行った県内の大学、研究機関又は義務履行対象施設以外の施設での研究医又は勤務医としての従事を、義務履行と認めることができる。

・研究又は勤務における地域医療への貢献等の状況を勘案し義務履行として認めるものであることから、既に行ったものについて、申請を受け、遡及して認定する。

- (1) 通算して8年以上義務履行を行っている者であって、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下、「臨床研修」という。）を終えた日の属する月の翌月の初日から起算して13年未満（ただし、第2号の規定に該当しない養成医師が、義務履行終了後も県内で医師の業務に従事することを、書面により意思表示した場合は、臨床研修を終えた日の翌月の初日から起算して14年未満とすることができる。）のものであること。

・仮に申請を受けて審査した結果、不認定とした場合、養成医師は、1年間義務履行を行う必要があることから、義務履行対象施設の配置調整に要する期間も勘案し、一部の例外を除いて返還猶予の期間（医師修学資金貸付条例第9条第1項第5号に定める知事が別に定める期間をいう。）を概ね2年以上残すものに限定する趣旨であること。

- (2) 養成医師が、現在も県内で引き続き医師の業務に従事していること。
- (3) 養成医師が、将来にわたって、県内の地域医療に貢献する意思を有していること。
- 6 前各号の配置調整の基本方針は、おおむね5年毎を目安に、県内の医師の充足状況を踏まえて見直すものとする。

#### （臨床研修）

第6条 臨床研修については、義務履行との連動を図るため、原則として県内の臨床研修病院で行わせるものとする。ただし、やむを得ない事情により、養成医師が県内で臨床研修を行うことができない場合には、第7条第2項に規定する研修期間から当該臨床研修を行った期間に相当する期間を減じるものとする。

- 2 配置調整機関は、養成医師に対し県内での臨床研修の意義等について十分説明を行うとともに、啓発を図ることにより、県内での臨床研修の実施を強く促すものとする。
- 3 義務履行対象施設である県内の臨床研修病院は、臨床研修から義務履行に養成医師が円滑に移行

できるよう、プログラムを作成し、養成医師を支援するものとする。

(専門研修等)

第7条 養成医師は、専門的な医学又は医療における必要な知識及び技術を習得するため、貸付けを受けた資金の区分に応じて、所定の手続きにより、義務履行対象施設以外で専門研修等（大学院への修学を含む。）を受けることができる。

2 県医療局、県国保連及び県は、前項の研修期間は、通算して6年間を限度とし、義務履行の期間には算定しないものとして取り扱う。ただし、養成医師が公的基幹病院等に従事しながら、週1回、義務履行対象施設以外の施設で行った研修については、前項の研修期間には算入しない。

(産休等)

第8条 義務履行中の産休、育児休業及び育児短時間勤務に係る義務履行期間の算定方法は、医師修学資金貸付条例施行規則（平成20年岩手県規則第17号）第9条、医療局医師奨学資金貸付規程（昭和40年岩手県条例第5号）第7条及び市町村医師養成事業実施規程（平成16年岩手県国民健康保険団体連合会規程第1号）第9条の定めるところにより行うものとする。

(補則)

第9条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、配置調整会議の決議により定める。

別表1（第5条第2項関係）

貸与期間	ア 公的基幹病院での従事	イ 公的基幹病院以外の義務履行対象施設での従事	ウ 養成医師の義務履行後の医師としての方向性を考慮した義務履行対象施設での従事
12年	4年0月	4年0月	4年0月
11年	4年0月	3年6月	3年6月
10年	3年6月	3年0月	3年6月
9年	3年0月	3年0月	3年0月
8年	3年0月	2年6月	2年6月
7年	2年6月	2年0月	2年6月
5年	2年0月	1年6月	1年6月
4年	2年0月	1年0月	1年0月
3年	2年0月	1年0月	—
2年	1年6月	0年6月	—

別表2（第5条第3項第2号関係）

貸与期間	沿岸及び県北地域の二次医療圏に所在する公的医療機関での従事
12年	4年0月
11年	3年6月
10年	3年0月
9年	3年0月
8年	2年6月
7年	2年0月
5年	1年6月
4年	1年0月
3年	1年0月
2年	0年6月



附 則

この方針は、平成 27 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この方針による改正後の岩手県医師奨学金養成医師の配置調整に関する基本方針（以下「改正後の基本方針」という。）第 5 条第 3 項第 2 号の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に臨床研修を開始する者について適用し、同日前に臨床研修を開始した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の基本方針第 6 条第 1 項の規定は、平成 30 年度 4 月 1 日以後に奨学金の貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に奨学金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。ただし、同項ただし書きの規定は、平成 31 年度 4 月 1 日以後に奨学金の貸付けの決定を受ける者について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、令和 2 年 9 月 9 日から施行する。